

○無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）新旧対照表

改正案			現行		
別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）			別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）		
機種	条件		機種	条件	
(略)	(略)		(略)	(略)	
船舶に施設する救命用の無線設備の機器	(略)	(略)	船舶に施設する救命用の無線設備の機器	(略)	(略)
	搜索救助用レーダートランスポンダ	<ol style="list-style-type: none"> 1 QON電波 9.2GHz から 9.5 GHz までを使用するものであること。 2 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項に規定する無線設備の機器においては、同条第 1 項第 1 号（ルを除く。）、第 4 号イ及びハ並びに第 5 号イの条件に適合するものであること。 3 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 2 項に規定する無線設備の機器においては、同条第 1 項第 1 号（ルを除く。）、第 4 号ハ及び第 5 号イ並びに第 2 項第 1 号の条件に適合するものであること。 		搜索救助用レーダートランスポンダ	<ol style="list-style-type: none"> 1 QON電波 9.2GHz から 9.5 GHz までを使用するものであること。 2 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項に規定する無線設備の機器においては、同条第 1 項第 1 号（ルを除く。）、第 4 号イ及びハ並びに第 5 号イの条件に適合するものであること。 3 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 2 項に規定する無線設備の機器においては、同条第 1 項第 1 号（ルを除く。）、第 4 号ハ及び第 5 号イ並びに第 2 項第 1 号の条件に適合するものであること。
	搜索救助用位置指示送信装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 F1D電波 161.975MHz 及び 162.025MHz を使用するものであること。 2 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号（ルを除く。）の条件に適合するものであること。 3 設備規則第 45 条の 3 の 3 の 2 第 1 号（イを除く。）、第 3 号 			

		及び第4号イの条件に適合するものであること。 4 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
	船舶航空機間双向無線電話	1 設備規則第19条第2項の条件に適合するものであること。 2 設備規則第42条の条件に適合するものであること。 3 設備規則第45条の3の2(第5号、第6号、第8号及び第9号を除く。)の条件に適合するものであること。
(略)		(略)

注 (略)

別表第二号 機器(航空機に施設する無線設備の機器を除く。)の機械的及び電気的条件(第2条関係)

機種	試験方法		条件
(略)	(略)		(略)
船舶に施設する救命用の無線設備	(略)	(略)	(略)
船舶に施設する救命用の無線設備	1 振動	J I S F 0 8 1 2 の「8.7 振動試験」によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
	2 落下	J I S F 0 8 1 2 の「8.6.2 水中への落下試験」によること。	2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。
	3 水密	J I S F 0 8 1 2 の「8.9 水没試験」によること。	(1) 指定周波数帯は、9.14GHzから9.56GHz

	船舶航空機間双向無線電話	1 設備規則第19条第2項の条件に適合するものであること。 2 設備規則第42条の条件に適合するものであること。 3 設備規則第45条の3の2(第5号、第6号、第8号及び第9号を除く。)の条件に適合するものであること。
(略)		(略)

注 (略)

別表第二号 機器(航空機に施設する無線設備の機器を除く。)の機械的及び電気的条件(第2条関係)

機種	試験方法		条件
(略)	(略)		(略)
船舶に施設する救命用の無線設備	(略)	(略)	(略)
船舶に施設する救命用の無線設備	1 振動	J I S F 0 8 1 2 の「8.7 振動試験」によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
	2 落下	J I S F 0 8 1 2 の「8.6.2 水中への落下試験」によること。	2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。
	3 水密	J I S F 0 8 1 2 の「8.9 水没試験」によること。	(1) 指定周波数帯は、9.14GHzから9.56GHz

備 の 機 器	ポ ン ダ	2 項 に 規 定 す る 搜 索 救 助 用 レ ー ダ ー ト ラ ン ス ポ ン ダ	4 塩 水 噴 霧	J I S F 0 8 1 2 の 「8.12 腐食試験 (塩水噴霧)」によ ること。	ま で あ る こ と 。 (2) 掃引周波数は、 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号イの条件に適合すること。	備 の 機 器	ポ ン ダ	2 項 に 規 定 す る 搜 索 救 助 用 レ ー ダ ー ト ラ ン ス ポ ン ダ	4 塩 水 噴 霧	J I S F 0 8 1 2 の 「8.12 腐食試験 (塩水噴霧)」によ ること。	ま で あ る こ と 。 (2) 掃引周波数は、 設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号イの条件に適合すること。
		5 連 続 動 作	(一) 20℃の温度に 48 時間待受状態で放置した後、8 時間 (送信時間の受信時間に対する割合は 9 分の 1 とする。) 動作させたとき。	(3) 1 回の周波数掃引の時間は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号ロの条件に適合すること。	5 連 続 動 作			(一) 20℃の温度に 48 時間待受状態で放置した後、8 時間 (送信時間の受信時間に対する割合は 9 分の 1 とする。) 動作させたとき。	(3) 1 回の周波数掃引の時間は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号ロの条件に適合すること。		
		6 温 度	J I S F 0 8 1 2 の 「8.2 高温試験」、 「8.4 低温試験」 及び「8.5 熱衝撃 試験」によること。	(4) 周波数掃引の復帰時間は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号ハの条件に適合すること。	6 温 度			J I S F 0 8 1 2 の 「8.2 高温試験」、 「8.4 低温試験」 及び「8.5 熱衝撃 試験」によること。	(4) 周波数掃引の復帰時間は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号ハの条件に適合すること。		
7 湿 度	J I S F 0 8 1 2 の 「8.3 高温高湿試験」によること。	(5) 1 回の応答送信は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号ニの条件に適合すること。	(6) 応答遅延時間は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号ホの条件に適合すること。	(7) 応答回復時間は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号ヘ	7 湿 度	J I S F 0 8 1 2 の 「8.3 高温高湿試験」によること。	(5) 1 回の応答送信は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号ニの条件に適合すること。	(6) 応答遅延時間は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号ホの条件に適合すること。	(7) 応答回復時間は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号ヘ		

				<p>の条件に適合すること。</p> <p>(8) 最大輻射方向における等価等方輻射電力は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号トの条件に適合すること。</p> <p>(9) 最大輻射方向における実効受信感度は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号の条件に適合すること。</p> <p>3 空中線は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号ロの条件に適合すること。</p>					<p>の条件に適合すること。</p> <p>(8) 最大輻射方向における等価等方輻射電力は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号トの条件に適合すること。</p> <p>(9) 最大輻射方向における実効受信感度は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号の条件に適合すること。</p> <p>3 空中線は、設備規則第 45 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号ロの条件に適合すること。</p>
	搜索救助用位置指示送信装置	1 振動	J I S F 0 8 1 2 の「8.7 振動試験」によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。					
		2 落下	J I S F 0 8 1 2 の「8.6.2 水中への落下試験」によること。	2 始動してから 1 分経過したとき以後において、次の電氣的条件を満たすこと。					
		3 水密	J I S F 0 8 1 2 の「8.9 水没試験」によること。	(1) 周波数の偏差は、設備規則別表第 1 号の条件に適合すること。					
		4 塩水噴霧	J I S F 0 8 1 2 の「8.12 腐食試験(塩水噴霧)」によること。	(2) 占有周波数帯幅は、設備規則別					

		5 連続動作	ること。 (-)20℃の温度に10～16時間放置した後、96時間動作させたとき。	表第2号の条件に適合すること。 (3) 設備規則第45条の3の3の2第2号の条件に適合すること。 (4) 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。				
		6 温度	J I S F 0 8 1 2 の「8.2 高温試験」、 「8.4 低温試験」及び「8.5 熱衝撃試験」によること。					
		7 湿度	J I S F 0 8 1 2 の「8.3 高温高湿試験」によること。					
船舶航空機間 双方向無線電話装置	1 振動	J I S F 0 8 1 2 の「8.7 振動試験」によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。		船舶航空機間 双方向無線電話装置	1 振動	J I S F 0 8 1 2 の「8.7 振動試験」によること。	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
	2 衝撃	J I S F 0 8 1 2 の「8.6.1 硬い表面への落下」によること。	2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電氣的条件を満たすこと。			2 衝撃	J I S F 0 8 1 2 の「8.6.1 硬い表面への落下」によること。	2 始動してから1分経過したとき以後において、次の電氣的条件を満たすこと。
	3 水密	J I S F 0 8 1 2 の「8.9 水没試験」によること。	(1) 送信装置 ア 周波数の偏差は、設備規則別表第1号の条件に適合すること。			3 水密	J I S F 0 8 1 2 の「8.9 水没試験」によること。	(1) 送信装置 ア 周波数の偏差は、設備規則別表第1号の条件に適合すること。
	4 連続動作	双方向無線の4に同じ。	イ 占有周波数帯幅は、設備規則別表第2号の条件に適合すること。			4 連続動作	双方向無線の4に同じ。	イ 占有周波数帯幅は、設備規則別表第2号の条件に適合すること。
	5 温度	J I S F 0 8 1 2 の「8.2 高温試験」、 「8.4 低温試験」及び「8.5 熱衝撃試験」によること。	ウ 空中線電力			5 温度	J I S F 0 8 1 2 の「8.2 高温試験」、 「8.4 低温試験」及び「8.5 熱衝撃試験」によること。	ウ 空中線電力

		6 湿度	J I S F0812 の 「8.3 高温高湿試 験」によること。	の偏差は、設 備規則第 14 条の条件に適 合すること。 エ 変調度は、 設備規則第 45 条の 3 の 2 第 5 号の条 件に適合する こと。 (2) 受信装置 設備規則第 45 条の 3 の 2 第 8 号及び第 9 号の 条件に適合する こと。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目 (第 8 条関係)

項目 区分	機種	用途	使用 する 環境	合 格 者	方 式	周 波 数	送 信 受 信 の 別	電 力	電 波 の 型 式	チ ャ ネ ル	確 度	番 号
(略)												
搜索救助 用レー ダートラ ンスポン ダの機器	○	○	○	○	○			○				○
搜索救助 用位置指 示送信装 置の機器	○	○	○	○	○			○				○
デジタル	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○

		6 湿度	J I S F0812 の 「8.3 高温高湿試 験」によること。	の偏差は、設 備規則第 14 条の条件に適 合すること。 エ 変調度は、 設備規則第 45 条の 3 の 2 第 5 号の条 件に適合する こと。 (2) 受信装置 設備規則第 45 条の 3 の 2 第 8 号及び第 9 号の 条件に適合する こと。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

別表第七号 機器の型式表示に係る指定項目 (第 8 条関係)

項目 区分	機種	用途	使用 する 環境	合 格 者	方 式	周 波 数	送 信 受 信 の 別	電 力	電 波 の 型 式	チ ャ ネ ル	確 度	番 号
(略)												
搜索救助 用レー ダートラ ンスポン ダの機器	○	○	○	○	○			○				○
搜索救助 用位置指 示送信装 置の機器	○	○	○	○	○			○				○
デジタル	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○

選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置の機器																				
(略)																				

選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置の機器																				
(略)																				

別表第八号 機器の型式表示に関する記号 (第8条関係)

区分	内容		記号
1 機種	(略)		(略)
	捜索救助用レーダートランスポンダの機器	設備規則第45条の3の3第1項に規定する無線設備の機器	LTL
		設備規則第45条の3の3第2項に規定する無線設備の機器	LTS
	捜索救助用位置指示送信装置の機器		ATL
	デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器	デジタルMF・HF送受信装置	SH
		デジタルVHF送受信装置	SV
(略)	(略)		(略)
(略)	(略)		(略)

別表第八号 機器の型式表示に関する記号 (第8条関係)

区分	内容		記号
1 機種	(略)		(略)
	捜索救助用レーダートランスポンダの機器	設備規則第45条の3の3第1項に規定する無線設備の機器	LTL
		設備規則第45条の3の3第2項に規定する無線設備の機器	LTS
	デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器		SH
	デジタルVHF送受信装置		SV
	(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)

5 方式	(略)	(略)	
	捜索救助用 レーダートラ ンスポンダ及 び捜索救助用 位置指示送信 装置の機器	海面において 使用するもの その他のもの	<u>1</u> <u>2</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	

注 (略)

5 方式	(略)	(略)	
	捜索救助用 レーダートラ ンスポンダの 機器	海面において 使用するもの その他のもの	<u>1</u> <u>2</u>
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	

注 (略)